

(振替債・総額引受・定時償還用)

〇〇〇〇会社第〇回無担保社債

(株式会社△△銀行・〇〇信用保証協会共同保証付、
分割譲渡制限特約付)

保証委託ならびに共同保証契約書

主要項目の表示

(1) 発行体名	××会社（以下「甲」という。）
(2) 社債発行決定日	平成○年○月○日
(3) 社債の名称	××会社第 回無担保社債（株式会社△△銀行・○○信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付）
(4) 社債の総額	金○億○千万円
(5) 各社債の金額（*）	○○○円の1種
(6) 利率	年○. ○○%
(7) 払込期日（発行日）	平成○年○月○日
(8) 利息支払期日	毎年○月○日および○月○日
(9) 最終償還期日	平成○年○月○日
(10) 初回定時償還期日	平成○年○月○日
(11) 定時償還期日	初回定時償還期日以降の毎年○月○日および○月○日
(12) 定時償還額	各社債の金額あたり金○○○円
(13) 共同保証人 （以下「保証人」という。）	株式会社△△銀行（以下「乙」という。）：保証割合100% ○○信用保証協会（以下「丙」という。）：保証割合 80%
(14) 財務代理人（発行代理人 および支払代理人の地位を 含む）およびその連絡先	株式会社△△銀行本店
(15) 保証債務履行事務代理人	株式会社△△銀行
(16) 総額引受人	株式会社△△銀行
(17) 振替機関	株式会社証券保管振替機構
(18) 社債権者集会開催地	○○県

（*）社債の総額が5億円以上の場合のみ2千万円の1種と記入

手数料に関する表示

(1) 乙の保証料	料率	○. ○○%
	計算方法	1年を365日とする日割計算
(2) 丙の保証料	料率	○. ○○%
	計算方法	信用保証協会所定の計算方法による

保証委託ならびに共同保証契約書

甲、乙および丙は、甲が主要項目（7）で示す日に発行する主要項目（3）で示す名称の社債（以下「本社債」という。）に関し、甲が負担する元金および利息の支払債務の保証について、次の通り契約を締結した。

第1条 保証の委託

- (1) 甲は、乙に対し、別に差し入れた_____約定書の各条項を承認のうえ、本社債に関し、本契約および本社債の要項にしたがって、甲が負担する元金および利息の支払債務（以下「原債務」という。）につき、乙と丙と共同のうえ、甲と連帯して保証することを委託した。
- (2) 乙は、前項の委託にもとづき、原債務につき、本契約および本社債の要項にしたがって、丙と共同にて、甲と連帯して保証することを約諾した。

第2条 協会保証の委託

- (1) 甲は、丙に対し、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第1項第4号にもとづき、原債務につき、その債務額の80%を限度として、本契約および本社債の要項にしたがって、乙と丙と共同にて、甲と連帯して保証することを委託した。
- (2) 丙は、前項の委託にもとづき、原債務につき、その債務額の80%を限度として、本契約および本社債の要項にしたがって、乙と共同にて、甲と連帯して保証することを約諾した。

第3条 保証の成立

前2条の保証委託にもとづく乙および丙の本社債に対する保証は、主要項目（16）で示す総額引受人が甲に対して行う本社債取得代金の払込完了の時点で成立するものとする。ただし、この払込は丙の発行する信用保証書に記載される保証日より30日以内になされたときに成立する条件とする。

第4条 保証割合

- (1) 乙と丙は、原債務につき、乙丙間で別に締結した「共同保証に関する覚書」にもとづき本条第2項で定める保証割合により共同して保証する。
- (2) 保証割合
乙および丙各自の保証債務は、以下の保証割合をもってその限度とする。
乙 原債務額の 100/100
丙 原債務額の 80/100
- (3) 乙および丙が同時にその負担する保証債務を履行する場合には、乙丙間で別途合意する場合を除き、乙と丙はそれぞれ以下の割合で保証債務を履行する。
乙 履行時に支払う原債務額の 20/100
丙 履行時に支払う原債務額の 80/100

第5条 保証債務履行金支払事務

甲は、本契約および社債要項にもとづき、乙および丙が保証債務を履行する場合は、その保証債務履行金の支払方法は、乙丙間で別に締結した「共同保証に関する覚書」にもとづくことを承認する。

第6条 反社会的勢力の排除

(1) 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約した。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 甲は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約した。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、または乙もしくは丙の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第7条 保証料率および保証料支払方法

甲は、乙および丙が保証債務を負担する期間につき、次に定めるところによる保証料を支払うものとする。

(1) 保証料算出の基礎となる金額

乙の保証料：主要項目（4）で示す社債の総額に20/100を乗じた金額

丙の保証料：主要項目（4）で示す社債の総額に80/100を乗じた金額

(2) 保証料率および計算方法

乙の料率：手数料に関する表示（1）で示す料率および計算方法

丙の料率：手数料に関する表示（2）で示す料率および計算方法

(3) 保証料支払期日

主要項目（7）で示す払込期日後2日以内（乙の休業日を除く。）に一括前払いする。ただし、償還期限前に買入消却等で本社債の残存総額が減少した場合（その保証債務の全部または一部の履行による場合を除く。）には、乙および丙は、それぞれの定めるところによりその減少額に対応する保証料を利息等を付さずに甲に返戻する。

(4) 保証料の徴収および返戻委託

丙は、前3項にもとづき甲が丙に対して支払う保証料の徴収および前項但書にもとづく丙の甲に対する保証料の返戻事務を乙に委託する。乙は甲より保証料を徴収した際は、本社債の払込期日の翌月10日（乙の休業日の場合はその翌営業日）までに丙に対しこれを交付する。

第8条 事前通知義務の免除

乙または丙が各々の保証債務を履行するときは、甲に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限の到来の有無にかかわらずその保証債務を履行することができるものとする。

第9条 費用の負担・代位弁済

- (1) 乙または丙が社債要項にしたがいその保証債務の全部または一部を履行したときは、その理由の如何を問わず、甲は、乙または丙が履行した金額ならびに乙または丙が被った損害および履行に要した費用、乙または丙の甲に対する権利行使の費用等一切の金額を、ただちに乙または丙に支払うものとする。
- (2) 乙または丙が社債要項にしたがいその保証債務の全部または一部を履行したときは、その限度において、乙および丙は原債務の債権者が甲に対して有する全ての債権および権利を取得する。この場合、甲が原債務につき有する抗弁権は、これを乙または丙に対しては行使することができない。

第10条 求償権の範囲

前条により、乙または丙が保証債務を履行する場合、甲は、乙または丙が各々の保証債務を履行した日から、甲の求償債務履行の日まで、その支払うべき金額に対し年14%の割合による損害金（ただし、年365日による日割計算とする。）を支払う。

第11条 担保

- (1) 甲に債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき丙が認めた場合は、丙の請求によりただちに丙の承認する担保もしくは増担保を差し入れるものとする。
- (2) 甲が丙に対して差し入れた担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に相当と認められる方法・時期・価格等により丙において処分できるものとする。

第12条 事前求償権

- (1) 甲について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙または丙から通知催告等がなくても当然に、甲は、この契約による保証に関し保証債務の履行前に求償債務を負い、ただちに乙および丙に弁済するものとする。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 甲の預金その他の乙に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど、甲の責めに帰すべき事由によって乙または丙に甲の所在が不明となったとき。
 - ⑤ 本社債につき期限の利益を喪失したとき。
 - ⑥ 乙または丙に対し、保証債務の履行請求がなされたとき。

- (2) 次の各場合には、甲は、乙または丙の請求によって、乙および丙に対して保証債務の履行前に求償債務を負い、ただちに乙および丙に弁済するものとする。
- ① 甲が乙または丙に対する債務を期限内に弁済しなかったとき。
 - ② 担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
 - ③ 甲が本契約および乙との取引約定に違反したとき。
 - ④ 甲が暴力団員等もしくは第6条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑤ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) 乙または丙が、前2項により求償権を行使する場合には、甲は民法461条にもとづく抗弁権を主張しないものとする。甲は、原債務または本契約にもとづく求償債務の全部について担保がある場合にも求償に応ずるものとする。ただし、甲が求償債務を履行した場合には、乙または丙は遅滞なく期限の到来時に各自の保証債務を履行するものとする。
- (4) 第1項または第2項により甲が履行すべき事前求償債務額は、事前求償債務の発生時における本社債の元本残高および償還期日までの社債の利息の総額とする。
- (5) 甲が本条に定める事前求償債務の支払を怠ったときは、甲は、その支払期日の翌日から履行の日まで、年14%の割合による損害金（ただし、年365日の日割計算とする。）を支払うものとする。
- (6) 乙または丙は甲より事前求償債務の履行を受けた場合、当該金額について返戻が生ずる場合はその返戻金に対して利息は一切付さないものとする。

第13条 原債務の弁済指示

甲は、乙または丙が債権保全のため必要と認めた場合には、乙または丙の指示にしたがい、原債務の弁済その他必要な手続をとるものとする。

第14条 通知義務

- (1) 甲が原債務について条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙および丙の承諾を得るものとし、本社債につき償還、更改、相殺、免除、混同、時効等原債務または保証債務に影響を及ぼす事由が生じたときは、ただちにその旨を乙および丙に通知するものとする。
- (2) 甲は、本社債につき期限の到来以外の理由により原債務の履行の請求を受けたときもしくは原債務を履行したとき、また本社債の全部もしくは一部につき買入消却を行ったときは、その証拠書類を添えて、ただちにその旨を乙および丙に通知するものとする。

第15条 調査および報告

- (1) 甲は、決算期毎に事業報告書、貸借対照表および損益計算書その他乙または丙が請求する書類を乙および丙に提出するものとする。
- (2) 甲は、その財産、経営、業況などについて乙または丙から請求があったときは、ただちにこれを報告し、また、乙または丙に対し帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供するものとする。また、甲の財産の調査について、丙が必要と

するときは、丙を甲の代理人として、市区町村の固定資産税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任する。

- (3) 甲は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、ただちに乙および丙に対して報告するものとする。
- (4) 甲は、その名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは乙および丙に対し、ただちに書面によって届出をし、乙および丙の指示にしたがう。
- (5) 第1項、第3項および第4項の規定にかかわらず、甲が乙または丙の一方に情報の提供を行った場合は、乙丙が甲の承諾なく情報の授受を行うことを甲は承認する。
- (6) 甲は、この契約に関し現在および将来において乙または丙に提出する一切の書類もしくは報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証する。

第16条 契約の変更

本契約に定める事項の変更、その他必要と認められる事項については、甲、乙および丙が協議のうえ定めるものとする。

第17条 費用の負担

乙および丙が保証債務履行によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分にあつた費用およびこの契約書の作成その他この契約に関する一切の費用は、甲がこれを負担するものとする。

第18条 公正証書の作成

甲は、乙または丙が請求したときは、何時でも公証人に委嘱して、甲が乙または丙に対して負担する求償債務およびこの契約から生じる一切の債務の承認ならびに強制執行の承諾がある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

第19条 管轄裁判所の合意

甲、乙および丙は本契約に関する訴訟・和解および調停については、丙の本店（本所）もしくは支店（支所）の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とすることに合意する。

第20条 情報の授受

丙が相当と認めたときは、この契約に関して丙が知るに至った情報を次の各号に定める機関との間で授受することに同意する。

- (1) 丙以外の信用保証協会
- (2) 一般社団法人CRD協会
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく信用保険に係る業務を行う機関
- (4) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3、第1条の4および第1条の5に掲げる金融機関等
- (5) 丙に対して損失補償を行う機関
- (6) 一般社団法人全国信用保証協会連合会

(7) 丙が出資する会社等

第 21 条 別に定める本社債の社債要項は、本契約と一体をなすものとする。

以上の契約の証として、本契約書原本 3 通を作成し、甲、乙および丙の各代表者が記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲
(発行体)

印

乙
(共同保証人)

印

丙
(信用保証協会)

印

以上

本契約は法律上必要な手続きおよび当社の社内規定上必要な手続きを経ていることを確認する。

平成 年 月 日

印